

管理職員等の範囲を定める規則

昭和41年12月27日
公平委員会規則第1号

改正 昭和56年4月6日 公平委員会規則第1号
平成10年4月1日 公平委員会規則第1号
平成14年8月16日 公平委員会規則第3号
平成15年4月1日 公平委員会規則第3号
平成17年9月1日 公平委員会規則第1号
平成19年3月27日 公平委員会規則第1号
平成25年3月6日 公平委員会規則第1号
令和元年5月14日 公平委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第52条第4項の規定により、法第52条第3項ただし書に規定する管理職員等の範囲を定めるものとする。

(管理職員等の範囲)

第2条 管理職員等は、別表左欄に掲げる機関について、それぞれ同表の右欄に掲げる職を有する者とする。

(補則)

第3条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、公平委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年4月6日公平委員会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則（平成10年4月1日公平委員会規則第1号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成14年8月16日公平委員会規則第3号）

この規則は、平成14年12月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日公平委員会規則第3号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月1日公平委員会規則第1号）

この規則は、平成17年9月1日から施行する。

附 則（平成19年3月27日公平委員会規則第1号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

第4編 管理職員等の範囲を定める規則

附 則（平成25年3月6日公平委員会規則第1号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和元年5月14日公平委員会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

機 関	職
事 務 局	局長、会計管理者、課長、庶務係長
伊那中央衛生センター	所長
伊 那 中 央 病 院	院長、副院長、診療部長、薬剤部長、診療技術部長、科長、看護部長、副看護部長、看護師長、診療技術部の室長、医療支援部長、医療支援部の室長、事務部長、課長、総務課の総務係長、職員係長、経営企画課の企画係長、経理係長